

GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議の  
運営について（案）

令和 3 年 6 月 9 日

GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末の  
円滑な利活用に関する調査協力者会議

GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議  
(以下「協力者会議」という。) の運営については、以下のとおり定めることとする。

(協力者会議)

第 1 条 座長は、協力者会議の議長となり、議事を運営する。

2 座長がやむを得ない理由により協力者会議に出席できないときは、協力者会議に  
属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第 2 条 協力者会議は原則として公開とする。ただし、協力者会議に属する委員等の  
自らの識見に基づいた専門的・学術的な審議及び率直かつ自由な意見交換を確保す  
る必要があり、又は審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含み、座長が  
非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすること  
ができる。

(会議資料の公開)

第 3 条 協力者会議の会議資料は原則として配付資料をホームページへの掲載等によ  
り公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部  
又は全部を非公開とすることができる。

(議事概要の公開)

第 4 条 協力者会議の議事概要は原則としてホームページへの掲載等により公開する。  
ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非  
公開とすることができる。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協力者会議の議事の手続きその他協力者会議  
の運営に関し必要な事項は、事務局が協力者会議に諮って定める。